

平成 25 年 12 月 2 日

福島県産業復興相談センター

福島産業復興機構による債権買取の第 27 号案件の決定について

今般、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第 27 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 29 日（火）、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業復興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 12 月 28 日（水）には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

▽事業者・支援の概要

○ 第 27 号案件（平成 25 年 11 月 29 日決定）

福島県会津地方に本店を置く機械器具販売業者。従業員 12 名。震災により浜通りにある店舗の建物設備が損壊し、営業停止を余儀なくされるなど多大な損害を被った。グループ補助金の活用等により建物の修繕は完了したが、設備の完全復旧を行なう上で既往の金融債務が負担となっていることから、必要な資金の調達を容易にするために、震災前債務について買取支援を行うもの。

新規融資については、地元地銀が支援。また、買取対象債権には、地元地銀・信金のほか、政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

以 上